堺市分譲マンション建替え支援制度補助金交付変更決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

堺市長 印

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付の決定を通知した堺市分譲マンション 建替え支援制度補助金については、次のとおり当該決定の額及びその内容を変更することに決定したので、堺市 分譲マンション建替え支援制度補助金交付要綱12(2)の規定により、通知します。

補	助	年	度	年	痩 (又に	金 の 名 は補助事業名		堺市分譲マン	ション建札	替え支援制度補助金
補	助金	交 付	額	前回交付決定額		変更増△減額			変更交付決定額	
					円			円		円
補	助	期	間	年	月	日から		年	月	D 0047
				金額一括		年	月			
交	付 予	定 時	期	分 割	第1回] (又は	月)			円
					第2回](又は	月)			円
				※ ただし、交付の	時期は事	業実施時期の	変見	更その他の事情	により変	更することがある。

- 1 補助条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
 - (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更(市長が定める軽微な変更を除く。)し、 又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受け ること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (4) 堺市補助金交付規則(平成12年規則第97号)の規定に従うこと。
 - (5) 補助事業完了後、別に定める様式により堺市補助金実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。
 - (6) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。
- 2 概算払により補助金の交付を請求する場合においては、本書の写しを添付すること。